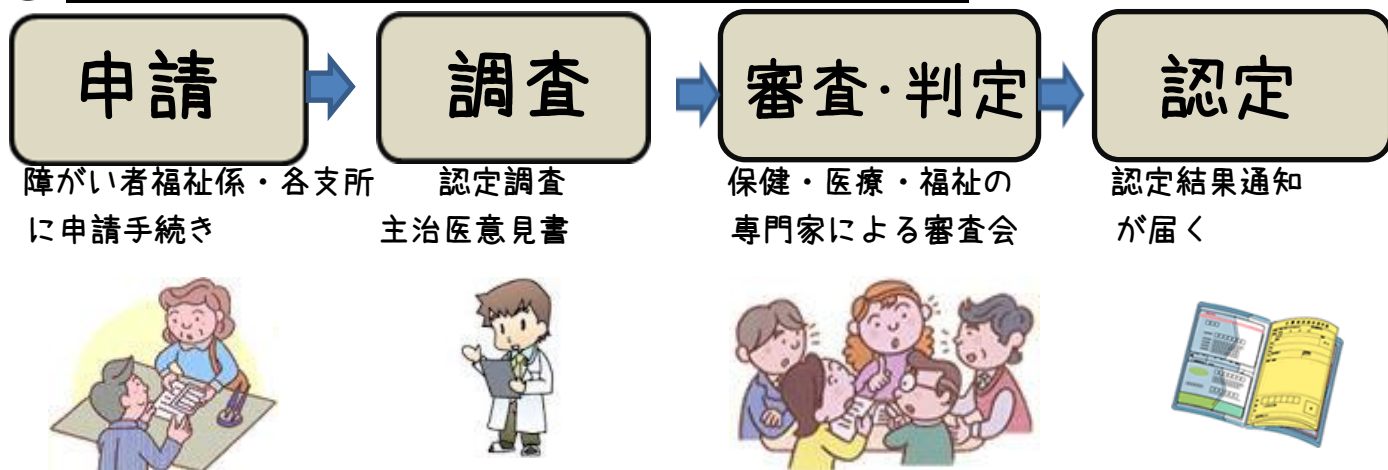


介護給付サービスを利用する場合

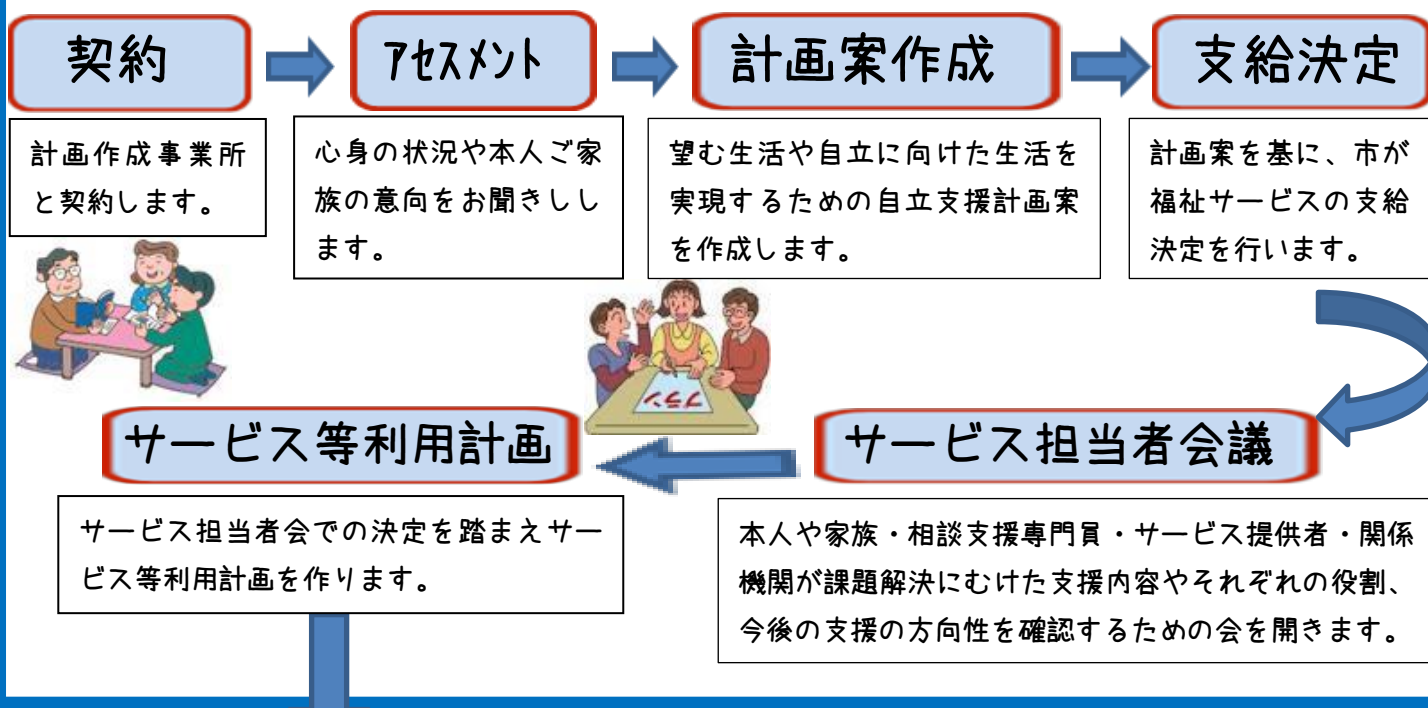
①障害支援区分の認定を受ける



★②訓練等給付サービスのみを利用している場合は、申請と調査のみです。

②「サービス等利用計画」を作成してもらう。

※指定特定相談事支援業所の相談支援専門員が作成します。(申請時に事業所を指定)



③サービスを受ける

モニタリング

サービス提供事業者は「個別支援計画」を作成しサービスの提供をします。

相談支援専門員が行います。利用開始から3か月は毎月。その後は半年～作成し、1年で心身の状態やサービス利用状況の確認等を行います。

④障害支援区分の更新申請… (概ね認定期間は36か月です)